官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六一）　二
〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一一）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一二）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一三）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働一五七）　四
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同一五八）　四
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（同一五九）　四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産七三一）　五
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同七三二）　五
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同七三三）　五
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同七三四）　六
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する告示（原子力規制委四）　六
〔その他告示〕
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産七三五）　七
○道路に関する件（中部地方整備局六六）　八
○浄化槽の型式を認定した件（近畿地方整備局六八）　八
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
内閣府　財務省　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配二五）　八
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
押収物還付関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二七

省　令

○厚生労働省令第六十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 劇　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～百十の十三　（略） 百十の十四　ベランタマブ　マホドチン及びその製剤 百十の十五～百十の二十七　（略） 百十一～百四十二　（略）	**別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 劇　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～百十の十三　（略） （新設） 百十の十四～百十の二十六　（略） 百十一～百四十二　（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～二百十五　（略） 二百十六　ベランタマブ　マホドチン及びその製剤 二百十七～二百四十七　（略）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～二百十五　（略） （新設） 二百十六～二百四十六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分九厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年九厘五毛
五年を超え七年以下	年一分五毛
七年を超え九年以下	年一分一厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分二厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分三厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分四厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分五厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分六厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分七厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分八厘

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え十年以下	年一分四厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分六厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分八厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分九厘
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年九厘五毛
五年を超え七年以下	年一分五毛
七年を超え九年以下	年一分一厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分二厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分三厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分四厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分五厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分六厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分七厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分八厘

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え十年以下	年一分四厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分六厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分八厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分九厘
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・〇五パーセントを超える場合は、年三・〇五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・〇五パーセントを超える場合は、年三・〇五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年五月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(734)　（略） (735)～(1250)　ドロスピレノン （略） 九　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(734)　（略） （新設） (735)～(1249)　（略） 九　（略）

○厚生労働省告示第百五十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年五月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(329)　（略）	**別表第１** １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(329)　（略）
(330)　ベランタマブ　マホドチン（遺伝子組換え） (331)～(376)　（略） ２～４　（略）	（新設） (330)～(375)　（略） ２～４　（略）

○厚生労働省告示第百五十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年五月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～二百十七　（略） 二百十八　ベランタマブ　マホドチン及びその製剤 二百十九～二百七十五　（略）	一～二百十七　（略） （新設） 二百十八～二百七十四　（略）

○農林水産省告示第七百三十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日　　農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分八厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分八厘以内となる資金にあっては、年三分五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあっては、年三分一厘五毛とする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百三十二号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号及び第三条第四項の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日　　農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分八厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分八厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分八厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分八厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一分八厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分八厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分八厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分八厘

（利子補給率の上限）

第八条　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘とする。

改正前	
（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分九厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分九厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一分九厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分九厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘

（利子補給率の上限）

第八条　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百三十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日　　農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分八厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百三十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。	農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○原子力規制委員会告示第四号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第二条の二並びに原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月十九日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する告示

（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部改正）

第一条　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成二十七年十二月原子力規制委員会告示第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして移動し、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三条　通報事象等規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、次の各号に掲げる原子力事業所に設置される原子炉の運転等のための施設とする。 一　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん 二　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	**第三条**　通報事象等規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんにおける原子炉の運転等のための施設とする。 （新設）
（原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部改正） **第二条**　原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件（平成二十九年七月原子力規制委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして移動し、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	（新設）

改正後	改正前
原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第二条の二の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる原子力事業所ごとに、同表の下欄に掲げる都道府県を指定する。	原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第二条の二の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる原子力事業所ごとに、同表の下欄に掲げる都道府県を指定する。
原子力事業所 / 都道府県 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん / 岐阜県 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ / 岐阜県	原子力事業所 / 都道府県 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん / 岐阜県

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○農林水産省告示第七百三十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年五月十九日　農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　（略）	第一　（略）
第二　まあじ	第二　まあじ
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 鹿児島県 / 4,900	（単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 鹿児島県 / 2,900
三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン） 大臣管理区分 / 大臣管理漁獲可能量 まあじ大中型まき網漁業 / 49,400 （略） / （略）	（単位：トン） 大臣管理区分 / 大臣管理漁獲可能量 まあじ大中型まき網漁業 / 51,400 （略） / （略）
第三～第九　（略）	第三～第九　（略）

○中部地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十九日　中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十二号

(三) 道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
一宮市丹陽一丁目二番一から同市木曽川町黒田十九ノ通り一丁目六三番一まで	後前	四二・五メートル 〇・〇メートル	九九・六キロメートル 六二・一メートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和七年四月二十一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年五月十九日　近畿地方整備局長　長谷川　朋弘

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：担体流動ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号　㈱クボタ 代表取締役　北尾　裕一
工場の所在地及び名称	茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場 栃木県日光市足尾町4447番地　足尾化学工業㈱ 滋賀県甲賀市水口町下山40―１　㈱吉中化成 沖縄県うるま市田場1836―１　㈲三和工業 福岡県宮若市上有木95番地　㈱協立　九州工場

認定番号	浄化槽の名称
６―25―H―001	クボタ浄化槽　ＫＴＺⅡ－１Ａ型
〃　―１	〃　ＫＴＺⅡ－１ＡⅡ型
〃　―２	〃　ＫＴＺⅡ－２Ａ型
〃　―３	〃　ＫＴＺⅡ－３Ａ型

国会事項

衆議院

議案送付

五月十五日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案

質問書提出

五月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ミミズ堆肥の農業利用および環境負荷軽減に関する質問主意書（杉村慎治提出）

水田の持続可能性及び陸稲の活用に関する質問主意書（杉村慎治提出）

学校における色覚の一斉検査に関する質問主意書（杉村慎治提出）

参議院

議事日程

五月十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十号

令和七年五月十六日（金曜日）

午前十時開議

第一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月十五日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

保険業法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

質問主意書提出

五月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

元中国大使が中国の法律事務所の特別顧問である可能性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一九号）

報告書提出

五月十五日委員長から次の報告書を提出した。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）審査報告書

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）審査報告書

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）審査報告書

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第四号）審査報告書

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五号）審査報告書

人事異動

内閣府

大橋　弘

願に依り新技術等効果評価委員会委員を免ずる

宮川　大介

新技術等効果評価委員会委員に任命する（以上五月十五日）

財務省

吉川　洋

日本銀行参与に任命する（五月十二日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、五月十三日午前十時四十一分御出門、令和七年全国赤十字大会に御臨席のため、明治神宮会館（渋谷区）へ行啓、午後零時二十四分還啓になった。

官庁報告

諸事項

公告

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０２１号
東京都江戸川区西葛西６丁目13番14号　丸清ビル１階
清算株式会社　株式会社東京アート
代表清算人　金城　基真
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０２２号
東京都渋谷区円山町５番５号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ３階
清算株式会社　株式会社Ｅｎｅｒｇｙ　Ｂａｔｏｎ
代表清算人　依田　　峻
１　決定年月日　令和７年４月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０１１号
大阪市中央区北浜１丁目１番９号
清算株式会社　北浜インベストメント株式会社
代表清算人　五十右信啓
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１２号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社ＳＹＭ
代表清算人　武笑　美也
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１３号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　株式会社ＭＥＲＧＩＣ
代表清算人　武笑　美也
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１４号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号ＪＰＣビル
清算株式会社　ＰＲＯ株式会社
代表清算人　武笑　美也
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１５号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号
清算株式会社　株式会社夢想塾
代表清算人　武笑　美也
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１６号
大阪市中央区内平野町１丁目３番６号
清算株式会社　株式会社エデュース
代表清算人　武笑　美也
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０４９号
東京都文京区本郷４丁目17番８号
清算株式会社　株式会社インターワン
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０１６号
東京都千代田区永田町２丁目17番17号アイオス永田町２Ｆ
清算株式会社　ＣＡ　ＰＡＲＴＮＥＲＳ株式会社
代表清算人　藤城　有哉
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権（令和６年５月28日までに発生した債権の元本）の0.05％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、本協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が前項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日

東京都渋谷区円山町二八―八第一八宮庭マンション三〇五　（甲）合同会社１６２３

代表社員　相川　幸平

東京都渋谷区円山町二八―八第一八宮庭マンション三〇五

（乙）合同会社１６２３マネジメント

代表社員　相川　幸平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.oricon.jp/denshi.html

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　四十二頁（号外第八十二号）

令和七年五月十九日

東京都港区六本木六丁目八番一〇号

（甲）株式会社ｏｒｉｃｏｎ ＭＥ

代表取締役　柏崎　祐樹

東京都港区六本木六丁目八番一〇号

（乙）オリコンＮＥＸＴコミュニケーションズ株式会社

代表取締役　髙橋　大地

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年三月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年六月二十三日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kessan.info/960004777.html

（乙）https://kessan.info/270825210.html

令和七年五月十九日

東京都港区海岸一丁目二番二〇号

（甲）株式会社エネサンス関東

代表取締役社長　關根　徳幸

埼玉県深谷市西島四丁目二番八号

（乙）株式会社飯島商店

代表取締役社長　小川　雅広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年七月一日を予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nisshinfire.co.jp/

（乙）https://www.nisshinfire.co.jp/

令和七年五月十九日

東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地

（甲）日新火災海上保険株式会社

代表取締役　織山　晋

東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地

（乙）日新火災総合サービス株式会社

代表取締役　西川　克彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

（丙）https://www.hotelvischio-amagasaki.jp/

令和七年五月十九日

横浜市西区平沼一丁目九番一七―八〇一号

（甲）合同会社ＭＥＧＵＭＩ

代表社員　平柏　明芳

東京都板橋区西台三丁目二三―一〇

（乙）合同会社ちゃまる

代表社員　平柏　明芳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十二日

掲載頁　一二一頁（号外第一〇四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十二日

掲載頁　一二一頁（号外第一〇四号）

令和七年五月十九日

横浜市西区南幸二丁目一四番三号

（甲）株式会社横浜会舘

代表取締役　松本美智子

横浜市西区南幸二丁目一四番三号

（乙）株式会社松本商事

代表取締役　松本美智子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月一日

掲載頁　二四四頁（号外第一五八号）

（乙）掲載紙　山陽新聞

掲載の日付　令和六年六月二十五日

掲載頁　十五頁

（丁）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十八日

掲載頁　一一五頁（号外第一七〇号）

（戊）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月四日

掲載頁　四十頁（号外第一六一号）

令和七年五月十九日

京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町九〇一番地

（甲）株式会社ジェイアール西日本ホテル開発　代表取締役　伊勢　正文

岡山市北区駅元町一番五

（乙）株式会社ホテルグランヴィア岡山

代表取締役　本井　誠

兵庫県尼崎市潮江一丁目四番一号

（丙）尼崎ホテル開発株式会社

代表取締役　大矢　悦子

広島市南区松原町一番五号

（丁）株式会社ホテルグランヴィア広島

代表取締役　島田　正義

奈良市高畑町一〇九六番地

（戊）株式会社奈良ホテル

代表取締役　原田　隆太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十八日

掲載頁　二六一頁（号外第一五七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十七日

掲載頁　七十六頁（号外第三〇五号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十八日

掲載頁　一九三頁（号外第一五七号）

令和七年五月十九日

大阪市中央区伏見町四丁目二番一四号

（甲）イゲタサンライズパイプ株式会社

代表取締役　服部　昌弘

沖縄県**那覇**市壺屋一丁目二七番六号

（乙）ミヤシン株式会社

代表取締役　比嘉　潤一

大阪市住之江区柴谷二丁目五番六号

（丙）淡路鋼管株式会社

代表取締役　宮本　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.saint-care.com/

（乙）https://www.saint-care.com/

令和七年五月十九日

神戸市中央区多聞通二丁目四番四号

（甲）セントケア西日本株式会社

代表取締役　柴田　満

岡山市南区三浜町一丁目一番二〇号

（乙）セントケア岡山株式会社

代表取締役　髙橋　都子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十二日

掲載頁　一二五頁（号外第一〇四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十二日

掲載頁　一二五頁（号外第一〇四号）

令和七年五月十九日

徳島市中洲町三丁目五番地一

（甲）共正海運株式会社

代表取締役　大久保　聡

徳島市中洲町三丁目五番地一

（乙）共正汽船株式会社

代表取締役　大久保　聡

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のファイナンス&リテール事業本部が所管するＡＴＭ監視・警送アウトソーシングサービス事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/about/subsidiaries/fjfs/kk/

（乙）https://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/about/ir/kk/

令和七年五月十九日

群馬県前橋市表町二丁目三〇番八号

（甲）株式会社富士通フロンテックシステムズ

代表取締役　荒海　聡

東京都稲城市矢野口一七七六番地

（乙）富士通フロンテック株式会社

代表取締役　櫛田　龍治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲の不動産及び当該不動産に係る契約に関して甲が有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月七日

掲載頁　九十一頁（号外第一三八号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月十九日

埼玉県草加市遊馬町七六九番地一

（甲）株式会社流通サービス

代表取締役社長　大葉　秀樹

横浜市港北区新羽町一七五六番地

（乙）株式会社アルプス物流

代表取締役　社長執行役員　寺**嵜**　秀昭

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のｔｅｎｎｉｓ３６５．ｎｅｔ事業に関する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることといたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　十七頁

令和七年五月十九日

東京都新宿区大京町二二番地一

（甲）株式会社テニス３６５

代表取締役　黒川　将大

東京都新宿区大京町二二番地一

（乙）株式会社ｎｏｂｉｔｅｌ

代表取締役　黒川　将大

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割をして、甲は乙の介護事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、甲の株主総会決議は令和七年六月四日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.mdenshi.jp/mla01/

令和七年五月十九日

東京都港区芝公園二丁目四番一号

（甲）ケアハートガーデン株式会社

代表取締役　天本　義文

東京都港区芝公園二丁目四番一号

（乙）三菱電機ライフサービス株式会社

代表取締役　舩尾　英司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有する九十三件の太陽光発電所における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルースカイブリッジファンドＮ１合同会社

代表社員　ブルースカイブリッジファンドＮ１一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ブルースカイパワーグリット合同会社

代表社員　ブルースカイパワーグリットホールディングス一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有する八件の太陽光発電所における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ブルースカイブリッジファンドＮ１合同会社

代表社員　ブルースカイブリッジファンドＮＮ１一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ブルースカイパワーグリットホールディングス一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の食品製造販売事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月五日

掲載頁　一〇二頁（号外第一六二号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十九日

東京都千代田区外神田四丁目七番二号

（甲）株式会社サタケ

代表取締役　松本　和久

広島県東広島市西条町西条東八二一番地一

（乙）サタケフードビジネス株式会社

代表取締役　大塚　隆弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲の全ての事業に関して甲が有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十九日

掲載頁　一六七頁（号外第二九四号）

令和七年五月十九日

横浜市港北区新羽町一七五六番地

（甲）株式会社アルプス物流

代表取締役　社長執行役員　寺**嵜**　秀昭

東京都中央区京橋二丁目九番二号

（乙）ＬＤＥＣ株式会社

代表取締役　西川　和宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の「医療ソリューション関連機器」の設計・販売・工事・保守および「医療ソリューション関連ソフトウェア・システム・サービス」の開発・販売・導入・保守に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.fujitsu.com/jp/group/fji/about/notifications/

（乙）https://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/about/ir/kk/

令和七年五月十九日

神奈川県川崎市幸区大宮町一番地五

（甲）富士通Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　長堀　泉

東京都稲城市矢野口一七七六番地

（乙）富士通フロンテック株式会社

代表取締役　櫛田　龍治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＵＭＥ（住所神奈川県大和市中央林間三丁目二八番一〇号）に対して当社の不動産賃貸事業及びカーライフ事業に関して有する権利義務の一部を、ａｏ株式会社（住所神奈川県大和市中央林間三丁目二八番一〇号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務の一部をそれぞれ承継させることに致しましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　千葉日報
掲載の日付　令和七年四月十六日
掲載頁　十七頁
令和七年五月十九日
神奈川県大和市中央林間四丁目一六番一〇号
株式会社水島商事
代表取締役　水島　明

新設分割公告

当社は新設分割により新設するＩＦＩＮＩＴＹ株式会社（住所川崎市中原区上小田中四丁目一番一号）に対して、当社のフォトニクスシステムおよびモバイルシステム等のネットワークプロダクトの研究・開発・設計・製造・販売・企画・保守・運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年五月十九日
川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
富士通株式会社
代表取締役社長　時田　隆仁

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するウイングアークＮＥＸ株式会社（住所大阪市中央区道修町三丁目六番一号）に対して当社のデジタルガバメント事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年五月十九日
大阪市中央区道修町三丁目六番一号
株式会社スマートバリュー
代表執行役　渋谷　順

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社京山（住所大阪市都島区片町一丁目三番一一号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月四日
掲載頁　六十一頁（号外第二十二号）
令和七年五月十九日
大阪市都島区片町一丁目三番一一号ＪＣ大阪ビル
株式会社ＪＣプラン
代表取締役　野村　艶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社チココーポレーションズとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日
仙台市青葉区国分町一丁目七番一三号二Ｆ
合同会社チココーポレーションズ
代表社員　長山　結加

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日
茨城県取手市吉田四〇番二八
合同会社Ｔｈｒｅｅ　Ｐｉｅｃｅ
代表社員　加藤　諒

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十日であり、組織変更後の商号はクリーンワークス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日
群馬県前橋市千代田町一丁目九番四号
クリーンワークス合同会社
代表社員　入江　正和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日
東京都練馬区高松二丁目二八番一七号
合資会社ミヤコ
代表社員　宮本　登

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日
東京都文京区本郷五丁目三三番八号Ｄビル七〇一号
まちのちから合同会社
代表社員　創造技研株式会社
職務執行者　三方　雅仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ
合同会社ｔｅｎｉｒｏ
代表社員　坂　祐樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日
東京都大田区西馬込一丁目二二番一〇号クレッセント西馬込三－一〇一
藤興業合同会社
代表社員　遠藤　剛

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、組織変更後の名称は平野中組とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年五月十九日
広島県福山市神辺町字平野九二四番地
平野中組生産森林組合
代表理事　山本　卓志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十九日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル一一階
ＦＫホールディングス株式会社
代表取締役　マイケル・ロンゴ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十九日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル一一階
ＦＫ株式会社
代表取締役　マイケル・ロンゴ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千二百四十三万九千二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十八日
掲載頁　四十六頁（号外第九十五号）
令和七年五月十九日
東京都渋谷区神宮前一丁目一〇番九号オンデンフラット三〇二号室
株式会社プレカル
代表取締役　大須賀善揮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億五百三十万二千四百六十四円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月十六日

掲載頁　九十八頁（号外第二四一号）

令和七年五月十九日

東京都新宿区西新宿二丁目一番一号新宿三井ビルディング十一階

ｄｏｕｂｌｅ　ｊｕｍｐ．ｔｏｋｙｏ株式会社

代表取締役　上野　広伸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月四日

掲載頁　八十三頁（号外第二三三号）

令和七年五月十九日

東京都千代田区麹町四丁目八番地一

株式会社ユーフォリア

代表取締役　橋口　寛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億一千二百二十七万二千二百三十八円減少して、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/816830/announces

令和七年五月十九日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

株式会社フェイガー

代表取締役　石崎　貴紘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万十円減少し一億円とすることにいたしました。減少した金額は全額資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.schemeverge.com/

令和七年五月十九日

東京都文京区向丘二丁目三番一〇号東大前ＨｉＲＡＫＵＧＡＴＥ四〇一

ｓｃｈｅｍｅ　ｖｅｒｇｅ株式会社

代表取締役　嶂南　達貴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億五千四百八十万八千八百八十六円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十七日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://oysterbar.co.jp/

令和七年五月十九日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一三番一三号

株式会社ゼネラル・オイスター

代表取締役社長　渡邊　一博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十五日であり、株主総会の決議は令和七年五月二十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月十七日

掲載頁　一三〇頁（号外第二四二号）

令和七年五月十九日

名古屋市昭和区阿由知通四丁目一七番地

株式会社マルタカ石油

代表取締役　日比野　尚

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年四月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十三日

掲載頁　一一二頁（号外第一〇五号）

令和七年五月十九日

京都市中京区二条通寺町東入榎木町八七番地

株式会社オフィスシーエッチケー

代表取締役　松井　康年

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月十九日

岐阜県大垣市新田町五丁目二二番地

ＨＫ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　木村　順一

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年五月三十一日を効力発生日とする応用電機株式会社およびＴＯＣ株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額および本株式交換の直前に計上されている資本準備金の額の合計額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　五十一頁（号外第六十三号）

令和七年五月十九日

京都市左京区下鴨北園町一五番地一

ＯＹＯインベストメンツ株式会社

代表取締役　茶屋　誠一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千四百八十二万円、資本準備金の額を六千四百八十二万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は令和七年六月二十七日、効力発生日は令和七年六月二十七日を予定しております。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示の状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月十九日

東京都新宿区早稲田鶴巻町五一九

株式会社ヴィア・ホールディングス

代表取締役　楠元健一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を七億八千八百一万三千三百十五円、資本準備金の額を三十八億七千八百五十五万八千七百七十八円減少することにいたしました。なお、減少する資本金の全額を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十一月七日

掲載頁　二頁

令和七年五月十九日

東京都港区南麻布二丁目一二番三号南麻布ビル一Ｆ

ライフイズテック株式会社

代表取締役　水野　雄介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億八千百九十万円、資本準備金の額を四十三億二十三万六千百八十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月二十八日

掲載頁　一三七頁（号外第二七六号）

令和七年五月十九日

東京都千代田区平河町一丁目三番一三号

株式会社ＳｋｙＤｒｉｖｅ

代表取締役　福澤　知浩

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千六十九万円、資本準備金の額を百二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十六日

掲載頁　四十九頁（号外第八十六号）

令和七年五月十九日

京都市伏見区桃山町根来一二番地四

ＵＤＯＮ株式会社

代表取締役　小**西**　達也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十九日

東京都渋谷区神宮前一丁目二〇番七号

株式会社マーシー・マーシー

代表取締役　西　桂

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十九日

大阪府吹田市高城町五番一五号

栄電気株式会社

代表取締役　田中　敏之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である沈太龍が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十九日

東京都江東区青海三丁目四番七号

株式会社エイチエムエムパシフィック

日本における代表者　沈　太　龍

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年五月十七日開催の通常総会において、出資一口の金額を金十万円から金一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨お申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合の事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。

令和七年五月十九日

愛知県一宮市小信中島字郷東一二番地

尾州ガーメント協同組合

代表理事　八木　直彦

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、二億一千八百六十万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年五月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

特定目的会社ＧＲＥＥＮ

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十九億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年五月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　樫の木特定目的会社

取締役　藤田　収二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十九億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年五月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　松の木特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千六百万円減少し金十二億九千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月十七日

掲載頁　九十頁（号外第二一五号）

令和七年五月十九日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース

タックス税理士法人内

厚木ロジ特定目的会社

取締役　中村　武

取消公告

令和七年一月三十一日掲載の組織変更公告は取消します。

令和七年五月十九日

岡山県瀬戸内市牛窓町長浜六八八七番地

有限会社聖美（旧商号有限会社浜崎鉄工）

代表取締役　浜崎　聖二

正誤

ページ	段	行	誤	正
四六	上	一二	政令の施行の日（政令第百七十五号）の施行の日	政令（令和七年政令第百七十五号）の施行の日

（原稿誤り）

令和七年四月二十三日官庁報告欄法務省告示配第九号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

八ページ四段一二行目から一三行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
二八	上	九～八（改正後欄終りから）	第八八・〇二項	第八八〇二・六〇号

（原稿誤り）

令和七年四月九日（号外第八十号）公布経済産業省令第三十六号（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

令和七年四月九日（号外第八十号）経済産業省告示第六十三号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件）

（原稿誤り）